

ゲームアプリ「うたた往時のなつかしや」を活用した同人活動における 二次創作の物品化に係る留意点

ゲームアプリ「うたた往時のなつかしや」使用取扱規程(以下、「使用規程」という。)第7条第2項において、同人活動内での二次創作の物品化については、以下のように取扱う。

1 同人活動での二次創作について

(1) 二次創作にあたるもの

ファンアート等、動画又は静止画をもとに別の作品を作成することをいう。
(使用規程第2条第2項)

例：漫画・小説・イラスト(グッズ・同人誌)、コスプレ(写真集)、配信 等

(2) 二次創作にあたらぬもの

- ・ デザイン集にあるイラストに手を加えず使用すること。
- ・ キャラクターのトリミングや色調の変更等誰にでも思いつくようなアレンジのみを加えること。

例：デザイン集から切り抜いたイラストの缶バッジ、アクリルスタンド 等

2 二次創作の物品化における解釈

二次創作を行い、それを頒布することは、「うたた往時のなつかしや」に係るファン活動として捉え、作成者の趣味の範囲内の活動であれば、二次創作した作品の物品化を認める。

3 二次創作した物品の取扱いについて

(1) 頒布方法

二次創作の物品の頒布については、下記のとおりとする。

- ① 同人誌即売会での頒布(コミックマーケット 等)
- ② 自家通販等での頒布

(2) 同人活動の範疇外に該当するもの

二次創作の物品化について、下記の行為は認めない。

- ① ファン活動を超えた利益の発生する事業活動に該当するもの。
- ② 業者などの第三者を介した一般流通に該当するもの。

例：同人ショップ(同人誌や同人ゲームを委託販売する小売店)への委託 等

4 二次創作物の物品化に係る申請について

使用規定別記様式第1号の3を申請すること。

申請書類は下記宛てに電子メールにより提出すること。

鹿児島地域振興局 総務企画課 地域振興係

E-mail : kago-sochi@pref.kagoshima.lg.jp

なお、物品化する際は、「©鹿児島県」又「©KagoshimaPrefecture」の記載が必須となる。

★記載例

別記様式第1号の3	
うたなつデザイン使用申請書（商品以外）	
年 月 日	
鹿児島県鹿児島地域振興局長 殿	
郵便番号	(例) 〇〇〇-〇〇〇〇
住所	〇〇県〇〇市〇〇町12-34
団体等名	
代表者職氏名	桜島 花子
うたなつデザインを使用したいので、下記のとおり申請します。	
記	
名称	同人誌・亚克力キーホルダー
使用区分（該当するものに☑をつけてください。）	<input type="checkbox"/> 印刷物（チラシ・新聞広告・パンフレット・名刺等） <input type="checkbox"/> 看板・店舗壁面・商品POP等 <input type="checkbox"/> 販促用の景品 <input checked="" type="checkbox"/> その他
具体的な内容（配布数量・サイズ・配布場所・広告回数等を詳しく記載してください。）	・同人誌【漫画】 A5サイズ・25P 30部 (内容)現代パロディで義弘と女主人公の社内恋愛話 ・亚克力キーホルダー(7mm×7mm) 10個 頒布場所：同人誌即売会(コミックマーケット)
使用期間（2年以内）	2025年8月1日～2027年7月31日
「©鹿児島県」又は「©Kagoshima Prefecture」の記載場所	同人誌：奥付内 アクリルキーホルダー：商品下部
担当者名及び電話番号	担当者名：桜島 花子 電話番号：123-456-7890(携帯) FAX：なし E-mail：〇〇@〇〇〇-〇〇〇

※ 添付書類

- 使用する物品の見本（見本が添付できない場合、図面や写真等）
- 企業、団体等の概要書（パンフレット等）

※同人誌の場合、簡潔に本文の内容を記載。（公序良俗に反しないか確認のため）

※使用期間内でのみ頒布可能

※同人誌の場合、本文添付必要なし。
 ※亚克力キーホルダー等グッズの場合は、グッズデザインを添付